

高知くらしの護身術

389

賃貸住宅トラブル

27日に無料相談会

(2016年3月22日掲載原稿)

春は進学や就職、転勤などで賃貸住宅を契約したり、退去したりすることが多い季節。特に退去する際は、修繕費の支払いなどでトラブルになることがあります。

【事例①】入居時に部屋にかなりの損傷があった。担当者に写真撮影を提案したところ、「不要です。このままで心配ありません」と言われたが、心配だったので写真は撮っていた。2年後の退去時に修繕費を請求されたので、入居時のやりとりを話したところ、「そんな話は聞いていない」と言われ納得できない。

【事例②】入居時に備え付けてあったエアコンや室外機を取り外すように言われ、さらに建物の老朽化で屋根を補修した費用を、敷金から差し引くと言われた。

【事例③】契約書に記載されていない事項について請求書が送られ、何も知らないまま支払っていたことに気付いた。「不透明な金銭は支払わない」と貸主や仲介業者に伝えたが、先方から明確な回答がない。

賃貸住宅に関するトラブルは、当事者間の話し合いだけで解決せず、裁判所の調停や少額訴訟を利用しなければならないこともあります。

県司法書士会と県立消費生活センターは27日、こうしたトラブルの相談窓口として、「賃貸借トラブル110番」を開催します。時間は午前10時～午後4時。場所は、高知市旭町3丁目のこうち男女共同参画センター「ソーレ」2階。相談は無料で、面談または電話（088・824・0999）で受け付けます。

賃貸住宅に関するトラブルでお悩みの方は、ぜひご相談ください。